

## 非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

### 1 休園等の判断基準

#### (1) 気象警報の発令等に伴い休園等とする場合

気象警報の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する施設と②それ以外の区域に所在する施設ごとに、次表により休園等の対応をお願いします。

#### ① 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に**所在する施設**の対応

	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪 ・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の 予定が発表され、送迎が困難になる恐 れがある場合
<b>施設所在地に避難情報あり (※1)</b> ○警戒レベル5 (緊急安全確保) ○警戒レベル4 (避難指示) ○警戒レベル3 (高齢者等避難)	<b>休園</b>  在園児がいる場合は 避難行動をとってください	<b>休園</b>  在園児がいる場合は 避難行動をとってください
<b>避難情報 なし</b>	<b>休園</b>  在園児がいる場合は 避難行動をとってください	<b>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を 行うことができます</b>

#### 【警報・注意報以下の場合】

- ・警報、注意報の場合でも、「**施設所在地に避難情報が出た場合(※1)**」は休園とし、在園児がいる場合は避難行動をとってください。

#### 【※1：注意事項】

- ・避難情報は、「即時避難指示対象区域（土砂災害計画区域の一部）」や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。
- ・「即時避難指示対象区域」は、あらかじめ指定されており、「土砂災害警戒情報」の発表とともに一齐に発令され、発令時には、「〇〇町の一部」と表記されます。なお、**通知発出時現在、「即時避難指示対象区域」に保育所等は設置されていません。**
- ・横浜市の警報等の発令状況や、即時避難指示対象区域については、次のホームページを参照してください。

<a href="#">横浜市防災情報ポータル</a>		<a href="#">即時避難指示対象区域 一覧</a>	
-----------------------------	---	-----------------------------------	---

#### 【区子ども家庭支援課への連絡】

- ・避難行動後は、園児や職員の安全の確保を図った後に、区子ども家庭支援課へ連絡してください。
- ・休園、登園自粛及びお迎えの要請を行う際は、予め区子ども家庭支援課に連絡してください。区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、メールやFAXにより連絡してください。

② 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域以外に所在する施設の対応

<p style="text-align: center;"><b>特別警報</b> (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)</p>	<p>公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表され、送迎が困難になる恐れがある場合</p>
<p style="text-align: center;"><u>休園</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">在園児がいる場合は 避難行動をとってください</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます</u></p>

- ・避難行動後は、園児や職員の安全の確保を図った後に、区こども家庭支援課へ連絡してください。
- ・休園、登園自粛及びお迎えの要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡してください。区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、メールやFAXにより連絡してください。

(2) 保育従事者の配置状況により休園等とする場合

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に、特別警報の発令が想定されている状況等※において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園としてください。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園の判断で、保護者に対して登園自粛やお迎えの要請を適宜行うことができます。

※今後の気象情報等については、気象庁のホームページ（神奈川県東部の早期注意情報）を参考にしてください。



保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置ができない場合
<u>休園</u>	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます</u>

【区こども家庭支援課への連絡】

- ・休園、登園自粛及びお迎えの要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡をしてください。区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、FAXやメールにより連絡してください。